

残置物撤去・相続手続については新たに補助！

空家対策の推進のため

空家対策補助金をご活用ください



ターゲット 11.3

2026年8月4日

郡山市建設構想部

住宅政策課

課長 佐藤 伸治

TEL：924-2638

SDGs ターゲット 11.3 「包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する」

空家等対策の推進のため、不良度の高い危険な空家の除却、地域活用用途のための改修、残置物撤去及び相続手続に要する費用の一部を補助します。

- 1 申込期間 令和8年11月30日(月)まで
- 2 申込方法 郡山市住宅政策課窓口(市役所本庁舎3階)および下記メールアドレスで受付いたします。

メールアドレス：juutaku@city.koriyama.lg.jp

- 3 詳細 各補助金の補助対象空家および補助対象経費等の詳細については、郡山市ウェブサイトをご確認ください。

■郡山市危険空家除却費補助金【拡充】

内容：不良度の高い危険な空家の除却に係る費用の一部

交付限度額：80万円

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/128/185265.html>



■郡山市空家地域活用支援事業補助金【拡充】

内容：地域活用用途のための改修に係る費用の一部

交付限度額：40万円

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/128/185279.html>



■郡山市空家バンク活用支援事業費補助金【新規】

内容：残置物撤去や相続手続に係る費用の一部

交付限度額：10万円(残置物撤去)

5万円(相続手続)

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/128/187451.html>



- 4 その他 予算がなくなり次第終了となりますので、ご希望の方はお早めに申請ください。